

命 令 書

申 立 人 関東化学・印刷・一般労働組合

申 立 人 関東化学・印刷・一般労働組合エスエムシー支部

被申立人 エスエムシー株式会社

主 文

- 1 被申立人エスエムシー株式会社は、申立人関東化学・印刷・一般労働組合および申立人関東化学・印刷・一般労働組合エスエムシー支部が、平成2年10月19日付で申し入れた、草加第二工場移転に関する件についての団体交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、55センチメートル×80センチメートル(新聞紙2頁大)の白紙に、下記文書を楷書で明瞭に墨書して、被申立人会社の本社正面玄関および草加第一、第二、第三工場の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

平成 年 月 日

関東化学・印刷・一般労働組合

中央執行委員長 X1 殿

関東化学・印刷・一般労働組合エスエムシー支部

支部長 X2 殿

エスエムシー株式会社

代表取締役 Y1

当社が、貴組合の申し入れた、平成2年10月19日付議題についての団体交渉に応じなかったことは、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人会社は、前記各項を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人エスエムシー株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地に本社を、埼玉県草加市など14か所に工場を置き、空気圧機器、自動機器等の製造、販売を主たる業とする会社で、従業員数は約5,000名である。
- (2) 申立人関東化学・印刷・一般労働組合(以下「関東労組」という。)は、主たる事業所が関東地方に所在する化学、印刷、一般等の業種の企業に従事する労働者および労働組合をもって組織する労働組合であり、組合員数は約12,000名である。
- (3) 申立人関東化学・印刷・一般労働組合エスエムシー支部(以下「支部」といい、関東労組と合わせて「組合」ともいう。)は、平成2年5月28日に、草加市内にある会社の草加第一、第二、第三工場従業員により、関東労組の支部として結成された労働組合で、本件結審時の組合員数は約70名である。

支部は、関東労組の下部組織ではあるが、独自の規約を持ち、独自の組織を備えているほか、関東労組とは独立の財政を営んでいる。

2 支部結成直後の団交申入れに対する会社の対応について

- (1) 支部は、平成2年6月8日、会社に対し結成通知をするとともに、同日、関東労組と連名で、6月13日を開催希望日として、以下の9項目を議題(以下「6月8日要求事項」という。)とする団体交渉を申し入れた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1、平成2年夏期一時金(賞与)要求について2、夏期有給休暇(3日の付与)について3、適正な時間外(残業)及び休日労働の協定4、厚生施設の充実について(食堂の設置)5、ユニオン・ショップについて6、組合事務所及び組合掲示板設置について7、労働組合費の天引きについて8、統一労働協約への参加について9、関東地方中小企業生産性労使会議への参加について |
|--|

- (2) これに対し、会社は同日、「株主総会や決算を控え日程の調整が困難であるため話し合いは7月3日まで延期してほしい。団体交渉の進め方がわからないし、組合がどういうものかもわからないので説明してほしい。それでお互いの理解を深めてから団体交渉を行いたい。」などと述べた。

(3) これを受けて組合は、団体交渉が7月3日に開催される旨のビラを配布する一方、7月3日に先立って6月29日に会社との間で事務折衝を行った。この席上、組合は、7月3日は団体交渉としたい旨申し入れたが、会社が団体交渉ではなく話し合いにしたいとしたため、7月3日も事務折衝となった。

組合は、引き続き、口頭で団体交渉の開催を何度か要求したが、結局団体交渉という名称の交渉は行われぬまま事務折衝が7月25日および8月22日と続き、結局6月8日の団体交渉申入れに対しては、事務折衝が都合4回にわたり行われたにとどまった。

(4) 上記4回の手務折衝の概要は、以下のとおりである。

① 第1回事務折衝

日時・場所	6月29日午後6時～7時 草加市稲荷コミュニティーセンター	
出席者	(組合側) X3 関東労組副書記長、X2 支部長、X4 支部書記長 (会社側) Y2 生産統括部長、Y3 製造第一部長、Y4 事務課長、Y5 事務課課長代理	
事 務 折 衝 の 要 旨		
事 項	会 社 側	組 合 側
6月8日 要求事項 以外の事 項に関す ること	両者の問題点、不明な点について話し合おう。 組合設立の趣旨は？ 関東労組の支部ではなくエスエムシーの組合ではだめなのか？ 関東労組はどのような組合か？ 3000人以上も従業員がいる会社だから組合があってもおか	「職場を明るく」「不安のない会社づくり」「春闘・一時金」「労働条件の向上のため」 社内だけの労使関係はよくない。 全化同盟傘下で、しっかりした合同労組である。個人でも団体でも加入できる。

<p>6月8日 要求事項 に関する こと</p>	<p>しくないという考え方はおかしい。組合のない会社があってもいいと思う。</p> <p>話合いの前に要求事項が出てくるのはおかしい。お互いの理解と確認から入るのが妥当だろう。エスエムシー支部は関東労組の一般に入るのか？</p> <p>7月3日は団交ではなく話合いとしたい。</p> <p>関東労組の専従は？</p> <p>昼休みの組合の勧誘に苦情が出ている。昼休みはゆっくり休みたいという声がある。</p> <p>会社は介入していない。</p> <p>組合員の人数がわからなければ、給料の天引きはできない。</p>	<p>関東労組は8つの業種別部会からなっている。エスエムシー支部はその一般部会に入る。</p> <p>話合いではなにも決まらないので団交で正式に決めていきたい。</p> <p>X1 委員長、X5 書記長、X6 常任顧問、X3 副書記長である。</p> <p>会社は、係長、班長を使って組合員のチェックをしている。不当労働行為である。</p> <p>お互いの理解が深まり、労使の関係がうまくいくようになれば、組合員の公表を検討する。</p>
--------------------------------------	--	---

② 第2回事務折衝

<p>日時・場所</p>	<p>7月3日午後6時～7時10分 草加市稲荷コミュニティーセンター</p>
<p>出席者</p>	<p>(組合側) X6 関東労組常任顧問、X5 関東労組書記長、X3 関東労組副書記長、X2 支部長、X7 副支部長、X8 副支部長、X8 支部執行委員(草加第二工場所属)ら4名</p> <p>(会社側) Y2 生産統括部長、Y3 製造第一部長、Y4 事務課長、Y5 事務課</p>

	課長代理	
事務折衝の要旨		
事項	会社側	組合側
6月8日 要求事項 以外の事 項に關す ること	<p>会社は関東労組をよく理解して いないので、事務折衝をして理 解したうえで団体交渉にもって いきたい。会社の窓口は、Y2 部 長、Y3 部長、Y4 課長、Y5 課長代 理の4名になる。</p> <p>エスエムシー支部はなぜ関東労 組の一般部会に入るのか？ 関東労組は今年はストライキを 行ったのか？</p> <p>組合のことについて説明してい るだけである。 他社で組合があったため実績が 上がらない会社もあった。エス エムシーは組合が今までなかつ たことが望ましく、素晴らしいこ とだと思っている。</p> <p>日時、場所については後日上役 と相談して連絡する。</p>	<p>産業別に分けてエスエムシ ー支部は、一般部会に入る。 行っていない。関東労組は、 賃金問題よりも不当労働行 為でストを行うほうが多 い。</p> <p>職場での不当労働行為はト ラブルがおきているのでや めてほしい。</p> <p>次回から要求事項について 話合いを持ちたい。</p>
6月8日 要求事項 に關する こと	<p>夏期休暇については、すでに 8 月13日から15日までの3日間 与えている。</p>	<p>一時金は、今回は計算が終 わっているので、次回から 会社の業績に応じた要求を したい。</p>

③ 第3回事務折衝

日時・場所	7月25日午後6時～7時 草加市稲荷コミュニティーセンター	
出席者	(組合側) X3 関東労組副書記長、X2 支部長、X4 支部書記長、X7 副支部長、X8 副支部長、X9 支部執行委員ら5名 (会社側) Y2 生産統括部長、Y3 製造第一部長、Y4 事務課長、Y5 事務課課長代理 事務折衝の要旨	
事 務 折 衝 の 要 旨		
事 項	会 社 側	組 合 側
6月8日要求事項以外の事項に関する事	<p>会社は今大変忙しく、このような話合いの時間ももっていない。</p> <p>製造第一部第六課のことについて不満があるなら検討しよう。</p> <p>賃金については、べつに低いとは思わない。</p> <p>準社員制度を作る際には勤続13年以上の人は無視できないだろう。</p> <p>社内のビラ配布は本社と検討するが、おそらくいい返事は期待できない。</p>	

6月8日要求事項に関する事	<p>食堂については、社内で調理すると公害問題も出てくるので、給食業者を入れようと思っている。</p> <p>掲示板の設置は認められない。</p>	
---------------	---	--

④ 第4回事務折衝

日時・場所	<p>8月22日午後6時～7時15分 草加市稲荷コミュニティーセンター</p>	
出席者	<p>(組合側) X6 関東労組常任顧問、X3 関東労組副書記長、X2 支部長、X4 支部書記長、X8 副支部長、支部執行委員ら3名</p> <p>(会社側) Y2 生産統括部長、Y3 製造第一部長、Y5 事務課課長代理、Y6 事務課員</p>	
事 務 折 衝 の 要 旨		
事 項	会 社 側	組 合 側
6月8日要求事項以外の事項に関する事	<p>ビラ配布の際は事前に連絡すると言っていたのに連絡なく行った。</p> <p>ビラ配布をするため、職場会議をやっている最中なのに、終業時刻と同時に席を立つ者がいた。大変失礼である。</p> <p>駐車場使用料は、一般駐車場使用者の補助にするつもりだったが、本社の許可がないので、当面雑収入に入れている。</p> <p>9月より一部が移動するが、現在シリンダー関係の生産</p>	<p>事前に連絡すると言ったのは、会社が社内のビラ配布を認めた場合のことで、社外でのビラ配布は連絡の必要はない。</p> <p>会議中に席を外したことは申し訳ないと思っている。</p> <p>工場の駐車場使用料はどのように使われているのか？</p> <p>草加第二工場が筑波工場に移転するようだが、移動する</p>

	<p>が間に合わないため、在庫作りが思うようにできない。受注対応でいっぱいである。</p> <p>工場移転もいつになるか見通しがつかない。移動する際の待遇は考えている。</p> <p>徹底してそのようなことをしないようにと云ってある。</p> <p>事務課で早急に調査する</p>	<p>人の待遇についてはどう考えているのか？</p> <p>社内でのビラ配布を前向きに考えてほしい。</p> <p>中間管理職が組合の脱退勧奨を行っている。</p>
--	--	--

3 本件団体交渉の拒否とその後の推移について

- (1) 10月19日、関東労組および支部は、会社に対し、①平成2年年末一時金(支給額、配分、支給期日)に関する件、②草加第二工場移転に関する件を議題とする団体交渉を、11月1日を開催希望日として申し入れた。

これに対して会社は、日程の調整がつかないとの理由で期日の延期を申し入れた。

- (2) 10月30日、X2支部長およびX4支部書記長が、Y4課長に団体交渉の日程について質したところ、同課長は「上の者に聞いて後で連絡する。」と答えた。

そして、11月1日、同課長は「団体交渉は行わない。「今後事務折衝をやる場合、Y4君、君がやれば」とY2部長に言われた。」旨回答した。

そして、結局、上記議題について団体交渉あるいは事務折衝は行われなかった。

- (3) 支部は、上記会社の対応が団交拒否にあたるとして、12月1日、その他の支配介入の排除を求める申立てと併せて本件不当労働行為の救済申立てを行った(都労委平成2年不第64号事件)。

また、関東労組も、12月26日、上記会社の対応が団交拒否にあたるとして本件不当労働行為の救済申立てを行った(都労委平成2年不第68号事件)。

- (4) 本件申立て後の団体交渉申入れと会社の対応について次のような経過が認められる。

- ① 本件申立て後の平成3年3月6日、関東労組および支部は、平成3年度賃上げに関する件を議題とする団体交渉を会社に申し入れた。

② これに対し、会社は、3月11日、以下のとおり文書回答した。

「ア、申入れの件は従来どおり事務折衝という名目での話し合いを行います。

日時および場所については、期末事務が輻輳しておりますので、検討のうえおって連絡いたします。

イ、エスエムシー支部は此度都労委で「独立した労働組合ではない」と自白しましたので、会社は話し合いの相手としても承認できません。もっとも、エスエムシー支部役員なるものが、関東化学・印刷・一般労働組合なるものより、話し合いの権限委任を受けたことを証明できるのならば、話し合いに参加するのを拒むものではありません。

ウ、会社側参加者は、今回からは事務課長 Y4 を中心とします。」

なお、この文書中「支部が独立した労働組合ではないと自白した」との記載は、会社が答弁書等において「支部は、財政上も組織上も関東労組から独立しておらず、独立の労働組合ではない」と主張したのに対し、組合が平成3年2月18日付準備書面において「支部は独立した労働組合ではないことは明らかであるが、組合規約を見てもわかるとおり、独自の規約を持ち、独自の活動をなす以上、団体交渉権の主体となりうる。」と反論したことの一部分をとらえてのものと解される。

③ そして、この後の3月29日および4月15日に事務折衝が行われた事実は認められるものの、上記議題に関して団体交渉あるいは事務折衝が行われた事実は認められない。

第2 判 断

1 審査の併合および分離について

都労委平成2年不第64号事件(平成2年12月1日申立て)は、①10月19日付の団体交渉申入れに対する団交応諾、②支部および支部組合員に対する誹謗・報復・威嚇する言論、いやがらせ、支部からの脱退勧奨の排除、③支部のビラ配布、アンケート調査等の妨害の排除などを支部が申し立てたものである。また、都労委平成2年不第68号事件(平成2年12月26日申立て)は、10月19日付の団体交渉申入れに対する団交応諾などを関東労組が申し立てたものである。

当委員会は、平成3年2月7日、上記両事件を併合し、併せて10月19日付の団体交渉申入れに対する団交応諾に関する部分の審査の分離を決定し、4月24日分離した部分についての審問を終結した。

2 却下を求める被申立人の主張について

(1) 被申立人は、「①労組法では、労働者の団体又はその連合団体のみを労働組合として規定しているが、関東労組は個人加入方式と団体加入方式の混在するい

いわゆる混合組合であるので、労組法上の労働組合ではない、その一部を構成する支部もまた然りである、②支部は財政上も組織上も関東労組から独立しておらず、独立の組織体ではない。」との理由で、関東労組および支部は不当労働行為救済申立ての資格を有しないとして申立ての却下を求めているので、この点について判断する。

- (2) なるほど、関東労組は個人加入方式と団体加入方式の混在するいわゆる混合組合ではあるが、そのような混合組合であっても、労働者が主体となって組織し、目的および自主性の点で労組法第2条の要件を満たしている限り、労働組合の結成と団体交渉を保障することにより労使の対等を促進しようとする同法の趣旨、目的に照らして、同法第2条にいう「団体又はその連合団体」に該当すると解すべきである。

そして、同労組は、それらの点で労組法第2条の要件を満たしていることが明らかである。したがって、関東労組が上記のような混合組合であるがゆえに関東労組およびその下部組織である支部が労組法上の労働組合でないとして却下を求める被申立人の主張は採用できない。

- (3) また、前記認定のとおり、支部は関東労組の下部組織ではあるが、独自の規約を持ち、独自の組織を備えているほか、関東労組とは独立した財政を営んでいると認められる(第1、1(3))のであるから、支部が独立した労働組合でないとの被申立人の主張は採用できない。
- (4) なお、被申立人は、組合の申立資格の有無について本案審査前に決定しないことは違法であるとも主張するが、資格審査は命令が発せられる時点までに決定されていれば足りるのであるから、この点に関する被申立人の主張も採用できない。

3 本件団体交渉拒否について

(1) 申立人の主張

会社は、支部結成以来一貫して関東労組および支部の申し入れた団体交渉を引き延ばし、事務折衝にしか応じなかった。そして、本件10月19日申入れの団体交渉については、「団体交渉は行わない」と言明している。これは、明白な団体交渉拒否である。

(2) 被申立人の主張

会社は、これまでも事務折衝という名称で実質的に団体交渉に応じてきている。組合も事務折衝を団体交渉と同視しており、そこで団体交渉の議題についても話合いがなされてきている。そして、事務折衝の名称を用いたのは、団体交渉という名称の交渉に応じれば、労組法上の労働組合ではない関東労組や支

部を労組法上の労働組合と認めたものとの誤解を受けるおそれがあるからである。

したがって、会社は、本件10月19日申入れの団体交渉についても、団体交渉という名称の交渉は行わない旨を表明したにすぎず、これをもって、団体交渉の拒否には当たらない。

また、本件団体交渉の議題のうち、①年末一時金については、全従業員に適用される問題であるから、従業員のうちごくわずかの割合を組織している支部と協議しても無意味であることに加え、すでに支給済みであって、支部組合員も何らの異議なく受領している。②草加第二工場移転については、支部組合員らに関係があるか否かが不明であるうえ、会社はすでに「工場移転もいつになるか見通しが見えない。移動する際の待遇は考えている。」と発言し、十分話し合い済みである。したがって、これらは、いずれも団体交渉の議題として不適當というのほかない。

(3) 当委員会の判断

① 前段認定のとおり、10月19日に関東労組および支部が申し入れた団体交渉に対し、会社は、団体交渉という名称の交渉には応じないが、従前通り事務折衝には応じる旨を表明している(第1、3(2))。

② 当初、事務折衝が開かれたのは、会社が、団体交渉の進め方がわからないし、組合がどういうものかもわからないので説明してほしいこと、それでお互いの理解を深めてから団体交渉を行いたいことなどを申し入れたためであり(第1、2(2))、現に、第2回事務折衝において、会社は、関東労組をよく理解していないので事務折衝をして理解したうえで団体交渉にもっていきたいと述べている(第1、2(4)②)。こうした事実を照らせば、会社自らも事務折衝を団体交渉とは別のものとして認識していたものとみられる。

さらに、4回事務折衝の内容を見ると、関東労組の組織や活動方針、関東労組と支部との関係についてのやりとりがかなりのウエイトを占めており、6月8日要求事項に関するやりとりは見られるものの、それらはいずれも断片的で、同要求事項に対する自己の見解を表明した程度に止まり、互いにその理由を述べて相手方を納得させようとしたり、歩み寄りの可能性を模索したりするなどの突っ込んだやりとりは見られない。

③ 以上を勘案すれば、当事者双方に事務折衝は本格的な交渉ではないとの共通理解が存在したものとみることが自然であり、また、これら事務折衝が実質的な団体交渉の機能を果たしたものと認められない。

したがって、10月19日付で申立人両組合が事務折衝とは別個の団体交渉を

申し入れた以上、会社には申入れに係る団体交渉に応じる義務が存するのであり、従前通り事務折衝には応じるとの態度を取ったとしても、そのことをもって、団体交渉の拒否の正当な理由とはなしえない。

④ また、会社は、事務折衝の名称を用いた理由として、労組法上の労働組合ではない関東労組や支部を労組法上の労働組合と認めたものとの誤解を受けることをおそれたためであるとも主張するが、申立人両組合が労組法上の労働組合に該当すること前記判断のとおりであるから、会社の主張は失当である。

⑤ なお、会社は、10月19日付の要求事項については、団体交渉の議題として不相当であると主張する。しかしながら、年末一時金については、支部の組織率の多寡をもって組合員の労働条件に係わる議題についての団体交渉を拒否する理由とはなしえないし、草加第二工場移転については、第4回事務折衝において、組合の質問に対して会社が「移動する際の待遇は考えている。」と発言した事実は認められるが(第1、2(4)④)、この程度をもって十分話し合い済みであるとは到底認められない。

また、会社は、草加第二工場の移転については支部組合員らに関係があるか否かが不明であるので交渉事項として不相当であるとも主張するが、第2回および第3回の事務折衝に草加第二工場所属のX9執行委員が出席している(第1、2(4)②③)ことから、会社も組合員が同工場に所属していることを認識していたものと認められる。したがって、会社の主張には理由がない。

4 救済の方法について

申立人両組合は、10月19日付議題に関する団体交渉を求めている。このうち、草加第二工場移転については、会社が「工場移転もいつになるか見通しがつかない」と発言しているが、工場移転に際しては組合員の労働条件に影響があるから、工場移転に伴う労働条件の変更の内容やその時期などについて組合が関心を持つことは当然であり、組合が団体交渉を求めている以上、団体交渉においてこれらを明らかにすることが相当である。

しかしながら、同議題のうち年末一時金に関する部分については、すでに支給済みであり支部組合員らも何らの異議なく受領しているとの会社主張に対する申立人両組合からの反論や反証も認められないし、両組合が年末一時金について支給後に抗議や団体交渉の申入れをしたとの疎明もないのであるから、もはや団体交渉の議題とする利益は失われているものとみざるをえない。

よって、主文のとおり命令することが相当と思料する。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、10月19日に関東労組および支部が申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成3年8月6日

東京都地方労働委員会

会長 古 山 宏 印